

農業経営体（個別経営）の経営収支（全国）

1 農業収支

農業生産物の販売を目的とする農業経営体（個別経営）の全国の1経営体当たり農業粗収益は497万円となり、農業経営費は365万円となった。

この結果、農業粗収益から農業経営費を差し引いた農業所得は132万円となった。

2 農外所得及び年金等の収入

農外所得は153万円、年金等の収入は187万円となった。

3 総所得

農業所得に農業生産関連事業所得、農外所得及び年金等の収入を加えた総所得は473万円となった。

4 労働農業所得（試算）

農業所得から共済・補助金等受取金を控除した労働農業所得（家族）は80万円で、そのうち経営主に帰属する部分である労働農業所得（経営主）は55万円と試算される。

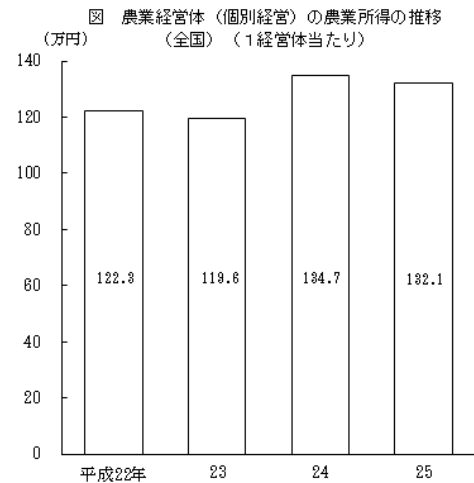


表1 農業経営体（個別経営）の経営収支（全国）（1経営体当たり）

単位：千円

区 分	平成24年	25
農 業 所 得	1,347	1,321
農 業 粗 収 益	5,014	4,972
農 業 経 営 費	3,667	3,651
農 業 生 産 関 連 事 業 所 得	9	10
農 外 所 得	1,553	1,531
年 金 等 の 収 入	1,853	1,865
総 所 得	4,762	4,727

注：平成25年の集計経営体数は、4,506経営体である。

表2 農業経営体（個別経営）の労働農業所得の試算（全国）（1経営体当たり）

単位：万円

区 分	農 業 粗 収 益	共 済 ・ 補 助 金 等 受 取 金	農 業 経 営 費	農 業 所 得	【 試 算 値 】 労 働 農 業 所 得 （ 家 族 ）	【 試 算 値 】 労 働 農 業 所 得 （ 経 営 主 ）
平 成 25 年	497	52	365	132	80	55

注：1 労働農業所得（家族）とは、以下の計算式で算出したものである。

労働農業所得（家族）＝農業所得－共済・補助金等受取金

2 労働農業所得（経営主）とは、経営主の労働対価を以下の計算式で推計したものである。

労働農業所得（経営主）＝（労働農業所得（家族）－自己資本利子・自作地地代）
×経営主農業労働時間÷家族農業労働時間＋自己資本利子・自作地地代